

11月5日から住民票・印鑑証明書・マイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記できます

11月5日から、住民票、印鑑証明書、マイナンバーカードに旧姓(旧氏)を併記できるようになり、婚姻等で氏に変更があった場合でも旧姓で本人確認ができるようになります。これにより、旧姓の各種契約や銀行口座の名義を証明することができます。希望される方は、市民係窓口でのお手続きが必要です。

手続きに必要なもの

- 1.当該旧姓の記載されている戸籍謄本等から現在の氏が記載されている戸籍に至る全ての戸籍謄本等
- 2.本人確認書類(運転免許証・パスポート等:マイナンバーカードをお持ちの方は不要です)
- 3.マイナンバーカード、通知カード

旧姓(旧氏)併記はこんなときに役立つ!

こんなときに!

各種の契約や銀行口座の名義に旧姓が使われる場面で、その証明に使えます。



こんなときに!

就職・転職時など、仕事の場面でも旧姓で本人確認ができます!



農地中間管理機構を活用しよう!!!



出し手のメリット

- 契約相手は農業公社です。公益財団法人ですので安心して貸せます。
- 期間が満了したら農地は確実に戻ります。
- 経営転換などで、機構集積協力金が交付される場合があります。

出し手の申し込み

高知県農業公社や市町村役場に用意してある出し手申込様式に記入して提出してください。

受け手の申し込み

担い手を隔月で募集しています。応募の詳細は高知県農業公社ホームページをご覧ください。

受け手のメリット

- 集約した農地で効率的に農業を営むことができます。

■問い合わせ/(公財)高知県農業公社
TEL088-823-8618 FAX088-824-8593

高知県農業公社

検索

南国税務署からのお知らせ

消費税軽減税率制度説明会について

- 本年10月に消費税軽減税率制度が導入されました。
- 同制度では、軽減税率対象品目の売上がなくても、会議費や交際費等として飲食料品を購入する場合には、区分経理(記帳)を行い、これに基づき、消費税申告書を作成することが必要となります。
- 説明会では、日々の記帳から、決算処理、申告書作成まで一連の流れを、具体的に、分かり易く解説いたします。

◎全ての事業者の皆様の参加をお待ちしています。

開催日	開催時間	開催場所
令和元年 11月 7日(木)	13:30 ~ 15:00 (90分)	南国税務署 2階会議室 (南国市大塚甲1592-2)
令和元年 11月 22日(金)		
令和元年 12月 6日(金)		
令和元年 12月 20日(金)		

説明会の日程等の詳細は、こちらからもご確認ください!!



主催 南国税務署

- ・説明会に関する最新の情報は、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) の軽減税率制度に関する特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

■問い合わせ/〒783-0004 南国市大塚甲1592-2 南国税務署 法人課税部門 ☎088-863-3218

第3回

マイナンバー(社会保障・税番号)のご紹介

～もっと便利に暮らしやすく～

マイナンバーが皆さんのお手元に届いて3年半余り。マイナンバーカードを使った便利なサービスが増えてきています。マイナンバー制度が目指しているのは、「便利な暮らし、より良い社会」。マイナンバーについての理解を深めていただけるよう、行政手続きの変化やマイナンバーカードに関することなど、9月号からシリーズで掲載しています。

◆マイナンバー制度は安全なの?

- ・マイナンバー制度=個人情報の一元管理ではありません。これまで通り、個人の情報はそれぞれの機関が管理しています。マイナンバーで個人情報がすべてわかるわけではありません。
- ・マイナンバーが知られたり、マイナンバーが入った書類や情報が漏洩したりしても、それで情報が芋づる式にほかの機関が保有する個人情報まで漏れることはありません。
- ・情報を見ることができるのは、マイナンバーを使った手続きを受け付ける機関の職員で、その職員が確認できる情報は業務に必要な情報だけです。

◆マイナンバーをもとめられるのはどんなとき?

- ・市役所の窓口で各種の申請や届出を行うとき(住民異動届、税金の申告、児童手当、介護保険、国民健康保険など)
- ・勤務先で給与の支払いを受けるとき(求められるのは1つの事業所で1回です)
- ・金融機関で株式などの取引をする、またはしている場合 など

※次回はマイナンバーとマイナンバーカードの関係についてお伝えします。